

平成 3 0 年 9 月 2 8 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 追 加 議 案 説 明 書 (そ の 2)
(第 3 回 定 例 会)

廿 日 市 市

(報告第 16 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

平成30年7月28日 が、普通貨物自動車を運転して、廿日市市上平良地内の市道大迫線で方向転換しようとした際、路面下が空洞になっていたため、路面が陥没して同車の右前輪が落ち、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 124,740円

3 専決処分年月日

平成30年9月7日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

